



平成 22 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社大電社
代 表 者 名 代表取締役社長 下吉 英之
(J A S D A Q ・ コード 9 9 0 7)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 竹内 悟朗
電 話 番 号 0 6 - 6 6 3 2 - 6 1 1 1

当社完全子会社化のための定款の一部変更 及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 22 日付「当社完全子会社化のための定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「2 月 22 日付当社プレスリリース」といいます。)にてお知らせいたしましたとおり、公告方法の変更のための定款一部変更、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、全部取得条項付普通株式(下記「Ⅱ. ②」において定義します。)の取得の決定及び定時株主総会の基準日に関する規定を削除するための定款一部変更について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本日開催の普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。また、同時に、資本金の額の減少の件につきましても、平成 22 年 2 月 22 日付「資本金の額の減少に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本臨時株主総会において付議いたしましたところ、承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

I. 公告方法の変更のための定款一部変更の件

1. 承認可決された事項の内容

公告方法を電子公告に変更し、併せて予備的な公告方法も定める当社定款の一部変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、承認可決されました。本臨時株主総会第 1 号議案にかかる定款変更の内容は、2 月 22 日付当社プレスリリースの「I. 公告方法の変更のための定款一部変更の件」記載の変更の内容のとおりであります。

2. 定款変更の効力の発生

公告方法を電子公告に変更し、併せて予備的な公告方法も定める当社定款の一部変更は、本臨時株主総会における承認可決をもって、本日、その効力が発生いたしました。

Ⅱ. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更等の内容

当社は、2 月 22 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式(下記②において定義します。)の全部の取得(以下総称して「本定款一部変更等」といいます。)等について必要なご承認を頂くため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更して、A種種類株式を発行する旨の定めを新設する。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す（以下、全部取得条項が付された当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、上記①によるA種種類株式を13万分の1株の割合をもって交付する旨を定めるものとする。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、株主（当社を除きます。）の皆様から当社の全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、株主（当社を除きます。）の皆様に対して、取得対価として全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を13万分の1株の割合をもって交付する。

III. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更（本定款一部変更等のうち①及び②）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第2号議案として付議され、承認可決されました。本定款一部変更等のうち②は、本臨時株主総会における第3号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。本臨時株主総会第2号議案にかかる定款変更の内容は、2月[22]日付当社プレスリリースの「II. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」記載の変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第3号議案及び本種類株主総会議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリースの「II. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件」記載の変更の内容のとおりであります。

2. 定款変更の効力の発生

本定款一部変更等のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって、本日、その効力が発生いたしました。また、本定款一部変更等のうち②の効力は、平成22年4月30日に発生いたします。

IV. 全部取得条項付普通株式の取得の決定（本定款一部変更等のうち③）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得に関する決定は、本臨時株主総会における第4号議案として付議され、承認可決されました。本臨時株主総会第4号議案にかかる全部取得条項付普通株式の取得に関する決定の内容は、2月22日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条第1項に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、本定款一部変更等の①及び②による各変更後の定款の定めに従い、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株に対してA種種類株式を13万分の1株の割合で交付するものであります（かかる割合による割当の結果、株式会社立花エレテック（以下「立花エレテック」といいます。）を除く全部取得条項付普通株式の株主（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）様それぞれに対して当社が交付するA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定であります。）。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等のうち②の効力発生を条件として、平成22年4月30日に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株主様に対する当社A種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式を、法令の定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られる

ことを条件に売却することにより、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主様に交付します。但し、上記売却にあたっては、当該端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数部分は会社法第234条第1項により切り捨てられ、売却の対象となりません。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。

かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て立花エレテックへその全部を売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却代金につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、別途定める基準日（平成22年4月28日とすることを予定しております。）において全部取得条項付普通株主様が保有する当社全部取得条項付普通株式の数に金400円（立花エレテックが当社普通株式に対して公開買付けを行った際の当社普通株式1株あたりの公開買付け価格）を乗じた金額に相当する金銭を、立花エレテック以外の各全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なり、これを上回る、同等である又は下回る場合があります。

V. 定時株主総会の基準日に関する規定を削除するための定款一部変更の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

定時株主総会の基準日に関する規定を削除するための定款一部変更は、本臨時株主総会における第5号議案として付議され、承認可決されました。本臨時株主総会第5号議案にかかる定款変更の内容は、2月22日付当社プレスリリースの「IV. 定時株主総会の基準日に関する規定を削除するための定款一部変更の件」記載の変更の内容のとおりであります。

2. 定款変更の効力の発生

定時株主総会の基準日に関する規定を削除する当社定款の一部変更は、本臨時株主総会における承認可決をもって、本日、その効力が発生いたしました。

VI. 本定款一部変更等に関する日程の概略（予定）

本定款一部変更等に関する日程の概略（予定）は以下のとおりです。

なお、本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）の定める株券上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は、平成22年3月26日から同年4月23日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年4月26日をもって上場廃止になる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

平成22年3月26日（金）	整理銘柄への指定
平成22年3月27日（土）	全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日設定公告
平成22年4月23日（金）	当社普通株式の最終売買日
平成22年4月26日（月）	当社普通株式の上場廃止日
平成22年4月28日（水）	全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日
平成22年4月30日（金）	全部取得条項に係る定款一部変更に係る定款変更の効力発生日
平成22年4月30日（金）	当社による全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日

以上